

(本 庁) 民生部 長寿社会課 高齢者係 ☎0954-65-3111 (内線123)  
 (白石支所) 地域業務課 住民窓口班 ☎0952-84-2113 (内線13~16)  
 (福富支所) 地域業務課 住民窓口班 ☎0952-87-2111 (内線14~17)

## ■高齢者福祉

●高齢者が人と人とのあたたかいふれあいの中で、安心して生きがいの持てる健康な暮らしを送れるように、充実した高齢者福祉サービスを提供します。

○高齢者福祉の相談(在宅介護支援センター) ひとり暮らし等の高齢者、寝たきりや痴ほうなど的高齢者、また、家庭で介護されている家族の各種相談を受けるなど、必要なサービス調整を行うため在宅介護支援センターを設置しています。

名 称	電 話 番 号	所 属
白石町在宅介護支援センター白い石	0952-84-7070	老人保健施設白い石
白石町在宅介護支援センターうたがき	0952-84-5530	特別養護老人ホーム歌垣之園
白石町在宅介護支援センター桜の園	0952-87-3939	特別養護老人ホーム桜の園
白石町在宅介護支援センター清涼荘	0954-65-4837	老人保健施設清涼荘
白石町基幹型在宅介護支援センター	0954-65-4386	白石町社会福祉協議会

○「食」の自立支援事業(配食サービス) おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者もしくは高齢者のみの世帯で、申請時の事前調査で身体的障害及び疾病等の理由で食事の調理が困難であると判断された人を対象に、栄養のバランスのとれた食事を定期的に配食するとともに、併せて利用者の安否確認を行います。個人負担有り

○軽度生活援助サービス おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者もしくは高齢者のみの世帯で、要介護状態にない方を対象に、軽易な日常生活の援助を行います。個人負担有り

【サービス内容】 買い物に関する援助／調理に関する援助  
 家屋内の掃除、整理整頓に関する援助  
 洗濯に関する援助／その他日常生活に必要と認められる援助

○寝具類等洗濯乾燥消毒サービス

- (1) 寝具の衛生管理等が困難なおおむね65歳以上の一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯
- (2) 在宅で寝たきりのおおむね65歳以上の高齢者で介護認定審査会において要介護1以上と判定された者
- (3) 重度の身体障害(1級・2級)のために臥床している身体障害者

(1)~(3)を対象に日常生活に欠かせない寝具を洗濯・乾燥・消毒することにより清潔で快適な生活が過ごせるよう支援します。個人負担有り

○緊急通報システム貸与等事業 ひとり暮らしの高齢者で設置が必要と判断された方に緊急通報装置を貸与することにより、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応をします。

利用料 月々の管理料は無料(設置費用は自己負担)

○在宅高齢者住宅改良事業 高齢者が住み慣れた家庭でできる限り安心して生活を続けられるようにするため、在宅で要介護高齢者のいる世帯に対し、高齢者の居宅に適するよう住宅を改良(段差解消、手摺りの設置等)した場合に対象経費20万円を限度とし、その8割を補助します。※所得制限及び工事内容に制限がありますので事前にご相談ください。

○高齢者住宅整備資金利子補給事業 高齢者のための住居を整備するために金融機関から借り受けた資金(最高限度額2,000,000円)の利子に対して補助(利率の2%分は受益者負担。残りの利率分を8%を限度として補助する)します。

○日常生活用具給付事業 日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

電磁調理器(給付) : おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必用な人。

火災警報器(給付) : おおむね65歳以上の低所得者のひとり暮らし高齢者等。

自動消火器(給付) : //

老人用電話(貸与) : //

※各器具には補助基準額を設定しております。

- 家族介護教室事業** 高齢者を現に介護している家族や近隣の援助者を対象に、介護方法や介護に関する効果的な記録方法、介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得してもらうための教室を開催します。
- 高齢者食生活改善事業** 高齢者及び高齢者と同居する家族を対象に、高齢者の食生活において必要な注意事項とその対策に関する教室の実施や、高齢者の食生活上の留意点等に関する普及・啓発活動を推進します。
- 家族介護者ヘルパー受講支援事業** 高齢者を現に介護しているか又は介護していた家族の方が、家族介護の経験を活かしてホームヘルパーとして社会で活躍することを支援するため、訪問介護員研修2級又は3級課程を受講した場合に受講料の一部を助成します。
- 家族介護者交流事業（元気回復事業）** 高齢者を現に介護している家族の方を対象に、施設見学などを活用した介護者相互の交流会を開催し、参加者の心身の元気回復（リフレッシュ）を図ります。
- 家族介護用品支給事業** 寝たきりで常時失禁状態にある在宅の高齢者を介護している家族に対し、月額6,000円の範囲内で紙おむつや尿取りパットの用品を支給します。  
助成額  町民税非課税世帯・・・月額6,000円を限度とします。  
 所得税非課税世帯・・・月額4,000円を限度とします。  
※所得税課税世帯の場合は支給対象になりません。
- 生活管理指導員派遣事業** 日常生活に関する支援・指導（基本的な生活習慣を習得させるための支援・指導）、家事に対する支援・指導、対人関係の構築のための支援・指導（近隣住民との関係修復等）、関係機関等との連絡調整のため、生活管理指導員を派遣します。
- 生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）** 特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設の空きベッドを活用して、短期間の宿泊により日常生活に対する指導・支援を行うとともに体調調整を図ります。
- 生きがい活動支援通所事業（デイサービス）** 家に閉じこもりがちなおおむね60歳以上の要介護状態にない高齢者等に対し、通所によってその希望及び身体状況に応じた日常動作訓練、趣味活動等のきめ細やかなサービスを提供します。個人負担有り
- 老人クラブ活動等社会活動推進事業・高齢者の健康づくり事業・高齢者のスポーツ大会** 高齢者が生きがいある健康な生活を送るため、町老人クラブ連合会・地域老人クラブとの連携を密にし、健康づくりのためにゲートボール大会、グランドゴルフ大会等のスポーツ大会を開催します。また、生きがいづくりのために文化活動や世代間交流、各種研修会を開催します。
- 転倒骨折予防教室事業** 高齢者の骨折は寝たきり状態に移行する確立が高いため、寝たきり防止事業として転倒骨折予防教室を開催し、生活相談、健康診断、生活指導、運動機能訓練等をおこないます。
- シルバー人材センター** 長年、生業や趣味として磨かれた技能と豊富な経験を活かしてみませんか。シルバー人材センターでは町内在住でおおむね60歳以上の健康な方で、センター設立の趣旨に理解いただき楽しく働ける方の参加を呼びかけています。多種にわたる町民ニーズに応えられるよう、センターの充実に助成しています。
- 敬老の日記念事業** 毎年9月の敬老週間に、75歳以上のお年寄りに敬老の意を表し、その長寿を祝福するため敬老会を開催します。また、敬老の日記念事業(基準日9月15日)として、敬老祝金の支給を行います。

【敬老祝い金】

年齢	支給対象者		金額
80歳	前年の9月16日から当該年の9月15日までの	80歳到達者	10,000円
85歳		85歳到達者	15,000円
90歳		90歳到達者	20,000円
95歳		95歳到達者	30,000円
100歳以上		100歳到達者	50,000円

- 介護保険事業** 現行どおり行います。  
また、合併に伴う介護保険の事務手続きは、必要ありません。

(本 庁) 民生部 福祉課 子育て支援係 ☎0954-65-3111 (内線126)  
 (白石支所) 地域業務課 住民窓口班 ☎0952-84-2113 (内線13~16)  
 (福富支所) 地域業務課 住民窓口班 ☎0952-87-2111 (内線14~17)

## 児童福祉

●**保育園とは** 保護者が働いているなどの事情で、子どもを保育できない場合に、保護者に代わって保育する施設です。

○**保育園に入るには** 入所申請書、保護者の就労証明書などが必要となります。また、保育料は個々の家庭の課税状況により段階があり、前年分の所得税または前年度分の町民税とお子さんの年齢によって決定されます。

### 町内保育施設一覧

保育園名(町立)	定員	所在地	電話番号
六角保育園	120	白石町大字東郷2544番地	0952-84-2649
福田保育園	45	白石町大字福田315番地1	0952-84-2304
あかり保育園	160	白石町大字築切292番地2	0952-84-2852
福富保育園	150	白石町大字福富3848番地1	0952-87-2800
有明ふたば保育園	120	白石町大字戸ヶ里2305番地の5	0954-65-3103
有明わかば保育園	60	白石町大字深浦5609番地	0954-65-3102
有明みのり保育園	60	白石町大字新明2809番地	0954-65-3278

○**保育時間** 原則8時30分から16時30分までの8時間とします。

○**保育料** 合併時の変更はありません。(16年度から3町の保育料の基準を統一しています。)  
 (注)年度ごとに保育料の見直しを行います。

○**延長保育** 実施保育園においては、今までどおり行います。

○**一時預かり** 今までどおり福田保育園で行います。

○**入園申し込みの受付等は、本庁・支所どちらでも行います。**

○平成17年度以降、新町においてサービス内容や実施方法について調整します。

●**児童手当** 申請及び助成申請の受付は、本庁・支所どちらでも行います。

小学校第3学年修了前までの児童を養育している人に支給されます。(所得制限あり)  
手当額(月額)・・・第1子、第2子に5,000円 第3子以降は10,000円  
支給期・・・・・・・・原則として2月、6月、10月の年3回

●**児童扶養手当** 児童扶養手当証書については、住所変更等の手続きは必要ありません。更新時(平成17年8月)に変更します。申請及び助成申請の受付は、本庁・支所どちらでも行います。父親と生計を共にしていない18歳未満の子ども、もしくは20歳未満の心身に障害(中程度以上)をもつ子どもを養育している人に支給されます。(所得制限あり) 支給期・・・毎年4月、8月、12月の年3回

●**ひとり親家庭等医療費助成** ひとり親家庭等医療費助成については、今までどおり行います。(注) 医療費助成申請をさかのぼって請求できる期限は、2年間とします。申請の受付等は、本庁・支所どちらでも行います。健康保険により医療機関で診察を受けた場合、医療費が助成されます。(所得制度あり)  
対象者・・・母子家庭、父子家庭、父母のいない児童、一人暮らしの寡婦など

●**母子・寡婦福祉資金** 母子家庭及び寡婦の経済的自立を促進するため、次のような資金の貸付制度があります。  
・高校や大学に進学するための修学資金 ・医療を受けるための療育資金  
・事業を始める場合の資金や、現在の事業を続けていくのに必要な資金

●**放課後児童健全育成対策事業** 小学校の空き教室を利用して、昼間、保護者のいない家庭の小学校低学年児童を対象に、遊びを中心としたクラブ活動を行っています。  
・開設場所 北明小学校ひばりクラブ・六角小学校わかばクラブ・白石小学校ひまわりクラブ  
有明南小学校学童保育・福富学童保育  
・料 金 毎月おやつ代など保護者実費負担有り

●**乳幼児医療助成事業**

乳幼児医療助成事業(0～3才未満)は今までどおり行います。  
1月～3月の異動(出生・転入・転出等)に伴う、乳幼児医療費受給資格証の変更は、支所のどちらでもできます。県外医療機関等に受診し医療費を支払われた場合は、早めに申請してください。  
今お使いの乳幼児医療費受給資格証は、3月31日まで使用してください。4月1日からは、新しい受給資格証を全員に交付します。

○**幼児医療費の助成について**

幼児医療費の助成(対象者、3才以上で就学前の児)は、保険診療にかかる医療費の全額助成を行います。なお、申請の受付は2月から行いますので、1月以降の医療費の領収書は大切に保管しておいてください。

(本 庁) 民生部 長寿社会課 障害支援係 ☎0954-65-3111 (内線122)

(白石支所) 地域業務課 住民窓口班 ☎0952-84-2113 (内線13~16)

(福富支所) 地域業務課 住民窓口班 ☎0952-87-2111 (内線14~17)

## 障害者福祉

●**障害者福祉とは** 身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳を持つことで、各種の援護措置を受けられますので、手帳の交付を受けられるよう、おすすめします。

※手帳の等級、障害の内容、所得などにより援護が受けられない場合もあります。

○**重度心身障害者医療費の助成** 重度心身障害者医療助成については、今までどおり行います。(注)医療費助成申請をさかのぼって請求できる期限は、2年間とします。資格申請及び助成申請の受付は、本庁・支所どちらでも行います。

☑身体障害者手帳、1級及び2級の所持者

☑療育手帳、判定Aの所持者

☑身体障害者手帳、3級かつ療育手帳、判定Bの所持者

上記の方の医療費本人負担分(保険診療のみ)および食事療育費、訪問介護療育費の一部負担金が全額助成されます。但し、資格の認定には所得制限があります。

○**日常生活用具の給付** 在宅の重度心身障害児(者)に介護用ベッドなどの日常生活用具を給付します。

○**補装具の交付と修理** 身体障害者手帳の交付を受けている人に必要な補装具を交付します。

○**更正医療の給付** 更正医療を必要とする18歳以上の身体障害者に対し、その障害を軽減・除去する手術などを行う場合に給付されます。血液透析、心臓手術などです。

○**福祉タクシー利用券助成** 在宅の重度心身障害者がタクシーを利用したとき、利用料金の一部を助成します。障害部位を問わず1級・2級、療育及び精神は手帳保持者として、500円×24枚(支給枚数は、年間24枚とし月割り交付とします。)自動車税等減免措置とタクシー利用券の重複利用ができます。

○**支援費制度** 身体障害者(児)及び知的障害者(児)の方々に居宅生活支援、施設訓練等を行います。

・居宅生活支援：ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ

注)知的障害者の方にはグループホームの利用もあります。

・施設訓練等支援：更生施設、授産施設

注)身体障害者の方には療護施設、また知的障害者の方には通勤寮等の利用もあります。

◎障害児の施設サービスは、措置制度により行われます。

○**ストマ用装具の助成** 人工肛門・膀胱の造設者で、日常使用しなければならないストマ用装具の購入費の一部を助成します。

○**重度身体障害者住宅改善費の助成** 在宅の重度身体障害児(者)がいる家庭で、玄関、浴室、便所、台所、居室などを改造するとき、改善費を助成します。

○**特別障害者手当・障害児福祉手当の支給** 日常生活で常時、特別な介護を必要とする在宅の重度の障害児(者)に支給されます。

○**特別児童扶養手当の支給** 在宅で身体や精神に中度以上の障害のある児童(満20歳未満)を療育している人に支給されます。

○**心身障害者扶養共済年金制度** 心身障害者(児)を扶養する保護者が加入する扶養共済年金制度(佐賀県)の受付事務を行っています。

○**タクシー運賃割引制度** 身体障害者手帳、療育手帳を交付されているすべての人にご利用いただける運賃割引(10%)制度があります。

○**その他** JRやバス、航空運賃の割引、自動車税、NHK放送の受信料の減免、所得税や町民税の所得控除、有料道路通行料の割引などがあります。

○**精神障害者保健福祉手帳** 手帳の申請は、診断書か年金証書(精神で障害年金を受給している人)が必要です。2年ごとに更新します。

手帳を所持すると・・・

・通院医療費公費負担申請の手続きが簡単になります。

・所得税、住民税などの障害者控除が受けられます。

※通院医療費公費負担制度とは、通院医療費の自己負担額が5%に軽減され手帳がない場合は診断書を添付して申請します。

・社会復帰施設や社会適応訓練事業の利用相談が受けられます。

■**特別児童扶養手当** 知的障害または身体障害のある児童(満20歳未満)を療育している人に支給されます。支給期……毎年4月、8月、12月